

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡 (安-2024-28)
令和6年8月29日

関西支店 安全環境部長

仮設の資材置場に関するルールについて(指示)

先日、他支店新築工事作業所で発生した鉄筋置場の崩落による死亡災害(示達本(安環安)24-06参照)について、100角パイプを使用した鉄筋置場が過積載により崩落したものと判明しました。計画では1か所あたり10tでしたが、実際には20tを超える鉄筋材が置かれていました。

つきましては、同種災害の再発防止を図るため、下記事項を作業所関係者に周知徹底するよう指示します。

記

1. 仮設の資材置場は、「作業構台」と同等に構造計算に基づく(※)「最大積載荷重」及び資材の「置き方」等を現地に表示すること

※構造計算の与条件と現地との整合性、計画の妥当性、及び計算書の最終確認は作業所長が行うこと

2. 作業を実施する「玉掛け作業責任者」及び「クレーンオペレーター」に仮設の資材置場の「最大積載荷重」を周知すること

※この事務連絡は、示達本(安環安)24-08(令和6年8月27日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上